

「事務職員・技術職員・庶務職員・特別嘱託及びシニア
スタッフの給与支給額、支給割合等」中一部改正

1. を横線のとおり改める。

1. 事務職員・技術職員・庶務職員の定例給与

事務職員（管理職、総合職、特定職及び一般職）、技術職員、庶務職員の定例給与は、俸給、資格給及び扶養手当からなる。

(1) 俸給

イ、管理職総合1級.....業績に顕われた能力に応じて支給する。
(年額)

1,450万円～850万円

(注) 1. 年額の12分の1の額を月額とする(百円未満切上げ)。

2. 俸給(年額)と職位については、原則として以下の対応関係による。

(年額)		
局長・審議役級	参事役級	企画役級
万円	万円	万円
1,450	1,300	1,200
1,200	1,000	850

ロ、管理職総合1級以外の職員資格.....職種等の区分に応じて支給する。

職種等	月額
<u>事務職員(除く管理職)</u>	円
技術職員1・4種	100,000
技術職員2種 庶務職員	70,000

(注) 技術職員1種のうち管理1級に相当する者は、管理職に準ずる事務職員は、総合職、特定職及び一般職からなる(以下同じ)。

(2) 資格給

資格給は、基本資格給、特別加減給及び役割加算からなる。ただし、管理職総合1級には支給しない。

イ、略（不変）

ロ、特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

（1単位当りの加減給額＜月額＞）

- ・総合職 10,000 円
 - ・特定職・技術職員1種 2,500 〃 （参事補は ~~10,000 円~~、
特定書記は 2,000 円）
 - ・一般職・技術職員4種 1,500 〃 （一般書記は 1,000 円）
 - ・技術職員2種 1,000 〃
 - ・庶務職員 1,000 〃
- （注）略（不変）

ハ、略（不変）

(3) }
(5) } 略（不変）

3. (1) および (2) を横線のとおり改める。

(1) 賞与は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各期における勤務成績に応じて、それぞれ11月及び翌年5月に支給する。ただし、管理職総合1級は、4月から翌年3月までの勤務成績に応じて、11月及び翌年5月に支給する。

(2) 賞与は、最低支給部分及び査定支給部分からなるものとする。最低支給部分は基準日の資格等に応じて支給し、査定支給部分は各期（注）の業績査定に応じて支給する。その他の賞与の支給条件はその都度定める。

（注）管理職総合1級は4月から翌年3月を、管理職総合1級以外の職員資格は4月から9月まで及び10月から翌年3月までを指す。

4 . (1) イ、(ロ) を横線のとおり改める。

(ロ) 退職手当資格給

退職手当資格給は退職手当基本資格給及び退職手当特別加減給からなる。

a . 退職手当基本資格給

退職手当基本資格給は、資格等に応じて定める（金額は別表 2 参照。以下同じ。）。ただし、管理職総合 1 級については、退職前 5 年間の俸給（管理総合 1 級昇格後 5 年未満で退職する者については、昇格後退職までの俸給。以下同じ。）の平均値(注)に応じて定める。この場合において、特段の事情により、退職前 5 年間の俸給の平均値により難いと総裁が認めたときは、退職時の俸給に応じて定めることができる。

(注) 満年齢 55 歳以上の者の俸給は、1 . (4) の適用前の俸給をいう。

b . 退職手当特別加減給

能力の向上度合いまたは機能度の低下度合いに応じて、退職手当基本資格給に特別加給または特別減給を行うことができる。

(1 単位当りの加減給額)

・管理職	4,000 円	
・総合職	5,000 円	(総合 1 級は 4,000 円)
・特定職・技術職員 1 種	5,000 "	(参事補は 4,000 円)
・一般職・技術職員 4 種	3,000 "	(主管は 3,500 円)
・技術職員 2 種	3,000 "	(作業技師補 1 級以下は 2,500 円)
・庶務職員	2,500 "	

4.(1)八、を横線のとおり改める。

八、功労金支給割合

功労金支給割合は資格、職務等に応じて定めた基本割合及び職務加算割合を合算したものとする。

(イ)管理職

資格	基本割合
管理1級	8.50
	8.00

職位	職務加算割合
局長・審議役級	15.50
	15.00
	14.50
参事役級	14.50
	14.00
	13.50
企画役級	13.50
	13.00
	12.50
	12.00
	11.50
	11.00
	10.50

(ロ)総合職

資格	基本割合
総合1級	8.50
総合2級	略(不変)
総合3級	

職位	職務加算割合
局長・審議役級	15.50
	15.00
	14.50
参事役級	14.50
	14.00
	13.50
企画役級	13.50
	13.00
	12.50
	12.00
企画役補佐級	略(不変)
主査・代理	

(八口) 特定職・技術職員 1 種

資格	基本割合
参事	8.50
参事補	8.00
副参事 1 級	略 (不変)
特定書記	

職位	職務加算割合
局長・審議役級	15.50
	15.00
	14.50
参事役級	13.50
	13.00
	12.50
企画役級	12.00
	11.50
	11.00
	10.50
企画役補佐級	略 (不変)
主査・代理	

(三八) 一般職・技術職員 4 種

略 (不変)

(ホ二) 技術職員 2 種・庶務職員

略 (不変)

4. (2) 口、を横線のとおり改める。

口、資格・職務乗率

資格・職務乗率は、在任した最も上級の資格及び職位等に応じて定めた基本乗率及び職務加算乗率を合算したものとする。

(イ) 管理職

資格	基本乗率
管理1級	1.15

職位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.15
参事役級	0.14
企画役級	0.13
	0.11

(ロ) 総合職

資格	基本乗率
総合1級	1.15
総合2級	略(不変)
総合3級	

職位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.15
参事役級	0.14
企画役級	0.13
企画役補佐級	略(不変)
主査・代理	

(ハ) 特定職・技術職員1種

資格	基本乗率
参事	1.15
参事補	1.15
副参事1級	略(不変)
特定書記	

職位	職務加算乗率
局長・審議役級	0.15
参事役級	0.13
企画役級	0.11
企画役補佐級	略(不変)
主査・代理	

(ニ) 一般職・技術職員4種

略(不変)

(ホ) 技術職員2種・庶務職員

略(不変)

5. (1) および (2) を横線のとおり改める。

(1) 管理職または総合職から再雇用された者

区 分	満61歳未満	満61歳以上
企画役	略(不変)	
一 般		

(2) 特定職から再雇用された者

区 分	満61歳未満	満61歳以上
	円	円
企画役	622,170 604,970 587,770 570,570 553,380 547,500	個別に決定
企画役補佐・主査	略(不変)	
一 般		

別表 1 の 1 . を横線のとおり改める。

1 . 事務職員および技術職員 1 ・ 4 種

(1) 総合職

略 (不変)

(2) 特定職および技術職員 1 種

資格	基本資格給	
	2 ブロック 適用者以外	2 ブロック 適用者
参事	円	円
	1,010,000	1,022,000
	945,000	957,000
	910,000	922,000
	800,000	812,000
参事補	735,000	747,000
	705,000	715,000
	670,000	680,000
	650,000	660,000
副参事 1 級	} 略 (不変)	
特定書記		

(3) 一般職および技術職員 4 種

略 (不変)

別表2の1.を横線のとおり改める。

1.事務職員および技術職員1・4種

(1)管理職

資格	基本資格給
管理1級	円
	254,000
	239,000
	220,000
	210,000
	206,000
	200,000
	195,000
	190,000
	186,000

(2-1)総合職

資格	基本資格給
総合1級	円
	254,000
	239,000
	220,000
	210,000
206,000	
総合2級	} 略(不変)
総合3級	

(3-2) 特定職および技術職員 1 種

資 格	基本資格給
参事	円
	254,000
	239,000
	220,000
参事補	210,000
	200,000
	195,000
	190,000
副参事 1 級	} 略 (不変)
特定書記	

(4-3) 一般職および技術職員 4 種
略 (不変)